

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成23年6月17日

県南広域振興局長 田村均次

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア マックスバリュ東北株式会社

イ 株式会社サンデー

ウ ロック開発株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ロックタウン北上 北上市里分4地割17番2ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成22年5月2日、同月18日及び同月27日

(5) 変更の理由 代表者の変更及び小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成23年5月30日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所